

教 職 第 1 9 4 1 号  
令和3年（2021年）10月28日

各道立学校長 様

教 育 部 長

衆議院議員総選挙の選挙当日における便宜供与について（通知）

令和3年（2021年）10月31日に行われる衆議院議員総選挙に際しては、職員の投票の便宜を図るよう次のとおり取り計ってください。

記

- 1 投票日当日が勤務を要する日に当たる職員については、当該職員の申請に基づき、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（人事委員会規則13—43）第11条第1項第1号の公民権行使休暇を承認し、また、投票日当日が週休日に当たる職員に対して勤務を命ずる場合は、投票に必要な時間を考慮して勤務を命ずること。
- 2 投票日当日前において、期日前投票または不在者投票が認められる場合については、公民権行使休暇を承認すること。
- 3 投票日当日に各種行事、催物等を予定している場合は、開催の期日、時間等を調整する等の配慮をすること。

（総務政策局総務課人事係）  
（教職員局教職員課服務制度係）